

平成20年12月17日(水) PM15:00~17:00 衆議院第二議員会館 第二会議室

控訴審〔第一回公判〕報告会 挨拶 代表 脇本征男

師走の押し詰まった足もとの悪いご多忙の中、控訴審第一回公判傍聴、並びに公判報告会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

いつもは弁護士会館での報告会なのですが、此処へきて司法界もご繁忙の様で川上弁護士にはいつもより早くお願いしていたのでありますが、どうしても部屋を確保することが出来ず申訳ありませんでした。

困った時の「先生頼み」で、基本的に、実質的にいつもお世話になっている衆議院議員金田誠一先生に急遽お願い申し上げましたところ、快くお骨折り頂きまして、このお部屋をお借りすることができました。その上、ご多忙の中、報告会にもご出席を賜り、重ねて心から御礼を申し上げます。

さて、現在まで原告初め、各界各層の多大なご支援ご協力を賜わりながら、ここまでやっと辿り着けたことは、心から感謝申し上げるより他ございません。この度、不本意にも控訴審に臨むにあたり、これまで名乗ってまいりました時々の会の名称を統一し、「**違法入れ歯断固阻止・歯科医療を守る国民運動推進本部**」と致しました。

法廷外活動として、この12月1日をもって名称も新たに広く全国的にアピールし、訴訟の目的趣旨の徹底を図り、国民に歯科医療の安心・安全確保を訴えて参りたいと考え行動して参ります。

その一貫として12月14日付けをもちまして、素人の手作りではございますがこれまでの御礼と、今後のお願いを込めまして資料作りをし、お世話に成った方々に全国向け614通の発送作業を完了させて頂きました。

又、インターネット時代でございますので、素人能力の寄せ集めで超完全なものとは行きませんが、少しでも真実と情報を開示しご理解を得ながら、ご意見を伺うために、これも今までのものをリニューアルさせて頂きました。重ねてご利用頂きたいとお願い申し上げます。

お願いの三本柱として、**1**、地域にネットのアンテナ打ち立てでございます。地域の代表者に限りません。訴訟の趣旨にご賛同頂き、ご自分のできる範囲で情報の受送の可能な方は是非申し出で願いお手伝い願いたいと思います。

**2**、支援金のお願いでございます。できるだけ多ければ多いほどありがたい訳ですが弁護士費用の他に活動、運営費もかかります。

現在、500万円を目処にお願いいたしております。

何しろ原告訴訟人の持ち出しでやっておりますので組織的バックもなく、皆さんの善意のご支援におすがりするより原資を捻出する方法がありません。

このたびの発送物の中に、全国どこの地域でも可能な口座を開設し「郵便振替

用紙」を入れさせていただきました。今までの銀行振込と合わせてご利用いただければ幸いです。重ねてお願いを申し上げます。

### 3、支援者名簿ご署名のお願いでございます。

現在までの実践例から学習の結果、目標を20万筆が効果的と決断致しました。今日現在、9、939筆のご協力を頂戴しております。用紙はコピーでも可能で、HPにも入力してございますのでより一層のご協力をお願い申し上げます。

また、今回より、ご出席の皆さまには出席表のご記入をお願いいたします。代わりにお名刺でも結構でございます。

これまで私たちのHPの中から、部分的に転載して、他のHPに貼り付けている事例が見受けられます。申し訳ありませんがそのような事は、ご遠慮願いたいと思います。その場合には、私共のHPアドレスを紹介して下さるようお願い致します。

一審判決日9月26日の取材記事が某紙に掲載されておりましたが、その内容は事実と異なるものでした。正確な情報の伝達をお願いいたします。

事実に異なる記事というのは

裁判終了後、正式な報告会と業界紙の記者会見を兼ね6時からの予定とお知らせ致しており、事務員のいないために、報告会に向けて役員による「当日の判決文のコピー」や「判決文に対する抗議文作成」等資料作りの時間であったはずですが、その記者の方は「記者会見の時間」と勘違いされたものと思います。

「スポーツ新聞を見ている者がいる」

「いつになっても始まらない」など、抗議の記事を写真入で掲載されたものです。準備に入る前に記者の皆さんの前で説明会を行いました。その事は全く触れられていない不当な内容のものでした。当方にとっては、誠に不愉快な事態でありました。当日、急遽、4時ころからテレビ局などが入った記者会見が「司法記者クラブ」で行われ、夕方のTVニュースで放映となっておりました。私共も特に業界紙の皆さん方には人一倍お世話になり、今後も業界維持発展にはお互いに協力し合い、寄与して参りたいと強く考えております。

不慣れのため多分なご迷惑をおかけすると思いますが、誤解のないよう運営して参りたいと思います。今後ともよろしくご教導の程をお願い申し上げます。

次回公判は**2月18日(水)午後1時15分から**と決定されました。

本日の公判では原告側が「海外委託の実態に即した判断を得るため」二人の証人申請をしましたが、国側はあくまでも「法律が争点なのだから必要ない」という構えであります。その辺でも両者の法律の解釈において乖離しています。控訴審の通例では一回で結審と言うことがままあることだそうですが、いたずらに公判を延ばすことは望みませんが、後悔しないように可能な手段は惜しまない体制で参りたいと思います。仔細は川上先生の方からお願い致します。